

## 新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された施設、企業等及び12歳未満の児童と活動を共にする学校や保育施設等に対し、抗原検査キットを配布します。

担当：新型コロナウイルスワクチン接種対策室 勝見（電話 0979-22-1111、内線 680）

今般、中津市では、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された施設や企業、学校等に対し、申請に応じて検査キットを配布します。また、現在、ワクチン接種が受けられない12歳未満の子どもたちと活動を共にする学校、保育所、こども園、放課後児童クラブ等に対して、感染者が確認されなくても検査キットを配布します。

### 1. 検査キット配布の目的

感染者が確認された際に、保健所等の行政検査（PCR検査）の対象（濃厚接触者及び接触者等）とならない陽性者の周辺の方々に、検査キットを用いて、幅広く第一次的なスクリーニング検査を実施することで、感染者を早期に発見し、迅速に感染拡大を防ぎます。

### 2. 検査キット配布の流れ

#### （1）事前登録

- ①市から、市報、ホームページ、なかつメール等で検査キット配布事業を周知
- ②施設、企業、学校等から、電子申請により検査キット配布希望の事前登録の受付  
※事前登録の際に、検査時の責任者を必ず登録していただきます。

#### （2）研修

- ①事前登録を行った施設、企業、学校等において、研修を実施
  - ・動画による検査キット使用方法等の手順を確認
  - ・実際に検査キットを使用した研修
- ②市に対して研修完了の報告
- ③新型コロナウイルス感染症の感染者確認時に、市から必要数の検査キットを配布  
※12歳未満の子どもたちと活動を共にする、こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等の施設には、研修完了の報告後に速やかに配布します。

### 3. 検査キット活用による関係機関の連携

- （1）施設、企業等において、感染者確認後、保健所が当該施設等に対し、疫学調査、今後の対応を指示
- （2）市から当該施設等からの希望に応じて検査キットを配布。施設、企業等は検査結果を市に報告
- （3）市と中津市医師会、保健所が連携し、感染拡大を防止
  - ①検査キットで陽性判定が出た方は医療機関を受診する。
  - ②医療機関は、診察の結果、必要に応じて保健所に報告する。
  - ③市と保健所は相互に連携を図り、感染拡大防止を図る。

※現在、宇佐市が設置しています「抗原検査センター」について、中津市民の方が、仕事等でやむを得ず感染拡大地域との往来がある場合などで、当該検査センターを利用した場合は、検査実績に応じて費用の一部を負担することといたしました。